

被処分者	認定証番号	山形県公安委員会 第240543号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	おさなぎ運転代行 代表 武田孝治
	主たる営業所が所在する市町村	東根市
処分年月日		令和5年7月28日
処分内容		指示処分
処分理由		令和5年3月16日から令和5年5月25日までの合計71日間において、保険（共済）契約が未契約状態であり、代行運転自動車の損害賠償措置を講じていなかったこと。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		山形県